

## ○多摩伝統文化フェスティバル 2018 開催負担金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「「伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル 2018～」実施に伴う協定書（以下「協定」という。）」に基づき、八王子市（以下「市」という。）、公益財団法人学園都市文化ふれあい財団（以下「ふれあい財団」という。）及び公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「歴史文化財団」という）が「伝承のたまてばこ～多摩伝統文化フェスティバル 2018～」（以下「伝統文化フェスティバル」という。）を共同開催するに当たり、協定第 5 条の規定によりふれあい財団に対し交付する多摩伝統文化フェスティバル 2018 開催負担金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 八王子市及び多摩地域が保有する地域の文化資源を活用して、多彩な伝統文化・芸能の魅力を発信するとともに、伝統文化の新たな鑑賞者の獲得や担い手を育成し、八王子市及び多摩地域の伝統文化・芸能を次世代へ継承することを目的とする。

(交付対象者)

第 3 条 負担金の交付対象となる団体は、伝統文化フェスティバル開催にあたり協定第 4 条に規定する事業の経理事務を行う団体とする。

(交付対象事業及び経費)

第 4 条 この負担金の交付対象事業は市、ふれあい財団及び歴史文化財団の 3 者が協定の基づき実施する多摩伝統文化フェスティバル 2018 とし、交付対象経費は、別表 1 のとおりとする。

(交付額等)

第 5 条 負担金の交付額は、4,000,000 円を上限とし、前条に定める経費の一部（負担率上限 13.8%）とする。また、交付については、分割により行うことができる。

2 本事業の総収入が総支出（市が認めた経費の額をいう。）を上回ったとき、その差額については、協定第 5 条 6 項に基づき、市が交付した負担金の額を上限として市に返還するものとする。

(交付申請書の様式等)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項による交付申請は、別記第 1 号様式によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第 7 条 規則第 7 条第 2 項による通知は別記第 2 号様式によるものとする。

(負担金対象事業の内容変更等)

第 8 条 規則第 10 条による八王子市長（以下「市長」という。）への申請は、別記第 3 号

様式（様式略）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、負担金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第12条による実績報告は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書に添付する必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

（負担金確定通知書の様式）

第10条 規則第13条による実行委員会への通知は、別記第5号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。